

## 川崎市放射線量測定機器貸出要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が市内の身近な生活環境等における空間放射線量を把握するため、市が所有する放射線量測定機器の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象者)

第2条 放射線量測定機器の貸出しを受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の自治会及び町内会
- (2) 市内に住所を有する18歳以上の者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

### (貸出場所及び期間等)

第3条 機器の貸出しは、環境局環境対策部地域環境共創課で行うものとする。

- 2 放射線量測定機器の貸出期間は、原則として市役所における1週間以内(土曜日、日曜日及び祝日含む。返却期日が閉庁日の場合は次の開庁日まで)とし、貸出し及び返却時間は、月曜日から金曜日まで(市の休日を除く)の午前9時から午後4時まで(原則午前12時から午後1時までを除く)とする。

### (貸出台数)

第4条 放射線量測定機器の貸出台数は、申請1回につき1台とする。

### (貸出申請等)

第5条 放射線量測定機器の貸出しを受けようとするもの(以下「申込者」という。)は、別に定めるところにより、あらかじめ放射線量測定機器の貸出しの予約を行わなければならない。この場合において、予約が重複する場合は、先着順によるものとする。

- 2 申込者は前項の予約を行った後、別記様式により、市長に申請するものとする。
- 3 前項の申請に当たっては、申込者は、運転免許証その他本人を確認できる書類を提示するものとする。

(貸出決定等)

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、放射線量測定機器を貸し出すものとする。

(禁止事項等)

第7条 放射線量測定機器を借り受けたもの(以下「借受者」という。)は、借り受けた放射線量測定機器を使用して次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 市域以外での使用
- (2) 営利目的の使用
- (3) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動
- (4) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する事項

2 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、貸し出している放射線量測定機器の返却を求めることができる。

- (1) 虚偽その他の不正手段により放射線量測定機器の貸出しを受けた場合
- (2) この要綱の規定に違反した場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が放射線量測定機器の貸出しを不相当と認める場合

3 市長は、借受者が前項の返却の求めに応じない場合、相当額の賠償を求めることができる。

(機器の破損等)

第8条 借受者は、放射線量測定機器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(費用の負担)

第9条 放射線量測定機器の貸出しは、無料とする。

(測定機器の返却)

第10条 借受者は貸出しを受けた放射線量測定機器に破損、異常等がないか確認し、第3条に規定する貸出し時間内に返却しなければならない。

(測定値等の提供)

第11条 市長は、必要に応じて借受者に対し、放射線量測定値、放射線量測定位置等の提供を求めることができる。

(免責)

第12条 市長は、放射線量測定機器の誤った使用方法により生じた事故又は貸出中における放射線測定機器の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月14日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。